国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長 永 野 厚 郎

土地収用法による審査請求に対する意見について(回答)

令和4年6月15日付け国不収第12号をもって意見照会のあった、Aによる平成 a 年度及び平成 b 年度急傾斜地崩壊対策工事(以下「本件工事」という。)に関して、X(以下「審査請求人」という。)が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(以下「法」という。)第5条第10項、第17条第2項及び第18条第4項に基づき土地収用法第94条の規定により行った裁決申請に対しB収用委員会(以下「処分庁」という。)が令和c年d月e日付けでした却下裁決(以下「本件裁決」という。)に対する審査請求人からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものと考える。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消し等を求めている。
 - (1) 本件工事のうち平成 a 年度工事(以下「平成 a 年度工事」という。)の施行範囲が広がったことによる損失の補償について

審査請求人は、平成 a 年度工事では、審査請求人が所有する建物(以下「本件建物」という。)の範囲に立ち入らないこと及び同年度に拡大した施行範囲に本件建物が含まれないという条件で施行に同意していたに

もかかわらず、Aは法の規定によらず、土地への立入りや一時使用をし、本件建物を損壊させた。工事の施行は本件建物を解体しない限りできないのであるから、法第5条第1項、第17条第1項及び第18条第1項に規定するやむを得ない必要がある場合に該当し、本件建物の解体費用等を補償しなければならず、それを認めなかった本件裁決は違法である。

(2) 公衆用通路への接道が困難となったことに対する損失の補償について 平成 a 年度工事の施行により、本件建物が存する敷地(以下「本件建物敷地」という。)から北側にある公衆用通路(C地。以下「公衆用通路」という。)に接続することができなくなり、電力電灯線等を北側から整備することもできなくなった。

また、平成a年度工事により、公衆用通路に接続できなくなったことで、従前のように南側出入口を使用しDに危険を冒して横断するしか出入りの方法がなくなったという損失及び本件建物敷地に建物等を再築等するために、従前は不要であったEとの協議や、Fにおける審査が求められるという不利益を被っているにもかかわらず、処分庁はこれらの事実を不当に看過した。

(3) 本件建物敷地南側の石積み擁壁(以下「本件擁壁」という。)の損傷に対する損失の補償について

本件工事のうち平成 b 年度工事(以下「平成 b 年度工事」という。)の施行業者が、審査請求人の同意を得ることなく、本件擁壁のうち周囲の石積みがせり出して土砂が流れ出てくぼんだ箇所をモルタルで埋めたことにより発生した本件擁壁の損傷(以下「本件損傷」という。)は、法第18条第1項に基づき損失の補償がされるべきであるのに、これを認めないのは不当である。また、上記のとおりの土砂流出が平成 a 年度工事による地盤変動による損失であると認めないことも不当である。

なお、法第18条第3項に規定する協議については、協議の事実が認め られるべきである。

(4) 財産権及び生存権の侵害に対する補償請求について

Aは本件建物を含む範囲にまで工事を施行し本件建物敷地及び本件建物を従前のとおり使用できない状態にしたのであり、本件裁決でこの点についての補償を認めないことにより審査請求人の財産権及び生存権が侵害されている。

(5) 土地収用法第80条の2の規定に基づく本件建物敷地の借地権の消滅に対する損失の補償について

本件建物敷地について、審査請求人とGの間で借地権が既に権利として存しているのに、Gと神奈川県との間で別の土地使用権を設定する行為は、審査請求人の借地権を消滅させるものである。また、平成 a 年度工事の施行に伴い本件建物敷地を使用することによって土地の形質が変更され、当該土地を原状に復することが困難になったことで、審査請求人が有する借地権を消滅させている。これらの借地権消滅により審査請求人には法第5条、第17条及び第18条に規定する損失が発生しているが、処分庁がこれを認めなかったのは違法である。

(6) 処分庁の審理不尽について

処分庁は、審査請求人からの意見書に対するAの反論を疎明する証拠等の提出を求めず、本件工事を担当したAの職員からの聞き取りもしないなど、審理を十分に行っていない。また、本件裁決の審理においては、審査請求人が地盤変動について説明しようとしたところ、処分庁は審査請求人の口述を遮り審理記録に残らないようにした。

処分庁は、本件裁決申請が法律の規定に違反していないにもかかわらず、本件裁決申請を却下しており、違法である。

- 2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。
 - (1) 審査請求人は、平成 a 年度工事の施行範囲について本件建物の範囲に立ち入らないこと及び同年度に拡大した施行範囲に本件建物が含まれないという条件で施行に同意していたにもかかわらず、立入りや一時使用によって本件建物が損壊されたから、法第5条第1項、第17条第1項及び第18条第1項に該当し、本件建物の解体費用等の損失の補償が認められるべきであると主張をしている(上記1(1))。

しかし、資料によると、平成 a 年度工事は、別紙「裁決の申請事件 (f 収第 g 号事件)に係る工事の概要及び周辺状況について」(以下「別紙図面」という。)において「(1)平成 a 年度 急傾斜地崩壊対策工事公共(その1)」で図示されている範囲の工事であり、審査請求人は、本件建物の所有者として当該工事に同意したことが認められ、この同意に審査請求人が主張するような条件が付されたことを認めるに足る証拠はない。また、同工事を施行する過程で、別紙図面の「建物周辺の工事断面のイメージ図」に記載している「既存石積み」が劣化し緩みが生じていることが判明したことから、その前面で「吹付法枠工」を行って急傾

斜地の崩壊防止を行うことが必要となり、工事範囲が拡大することとなったが、審査請求人は、この施行範囲の拡大にも同意したことが認められ、この同意に審査請求人が主張するような条件が付されたことを認めるに足る証拠はない。

ところで、法第5条(調査のための立入り)が定める損失の補償は、 急傾斜地崩壊危険区域指定に係る土地の調査のためにやむを得ない必要 がある場合に、他人の占有する土地に立ち入り、又は一時使用を行うこ とによって発生する損失を補償するものである。審査請求人が占有する 土地について同条の定める調査のための立入り又は一時使用がされて、 それによって審査請求人に損失が発生したことを認めるに足る証拠はない。

次に法第17条(土地の立入り等)が定める損失の補償は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要がある場合に、他人の占有する土地に立ち入り、又は一時使用することによって発生する損失を補償するものである。上記の各工事は、審査請求人の所有する建物の敷地に急傾斜地の崩壊による危険が生ずるのを防止するための工事で、審査請求人の同意を得て行ったものであり、これによって審査請求人に損失が発生したと認めるに足る証拠はない。

さらに、法第18条(急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償)が定める損失の補償は、都道府県営工事(急傾斜地崩壊防止工事)を施行したことにより、施行した土地に面する土地について、通路等の施設若しくは工作物を新築等することにより発生する損失を補償するものである。上記各工事を施行することにより、審査請求人が、同条が規定する損失を受けたことを認めるに足る証拠はない。

なお、上記各工事施行の際に、本件建物に損傷が与えられた事実があったとしても、それは、施行業者が施行段階で故意又は過失があった場合に損害賠償の対象となるものであって、上記法各条の規定する損失補償の対象には含まれない。

以上のとおりであるから、審査請求人が主張する損失補償について、 上記法各条に規定する損失は発生していないと処分庁が判断したことに 違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人は、平成 a 年度工事の施行により、本件建物敷地北側にある公衆用通路に接続することができなくなり、電力電灯線等を北側から整備することもできなくなったとして、損失補償が認められるべきとの主張をしている(上記 1(2))。

しかし、平成 a 年度工事によって、本件建物敷地から公衆用通路に接続することができなくなった事実や、電力電灯線等を北側から整備することができなくなったという事実を認めるに足る証拠はない。

審査請求人は、平成 a 年度工事によって公衆用通路に接続することができなくなった事実を前提に、従前のとおり南側出入口を使用しなければならないことや建物等を再築等する際に生じる負担によって生ずる損失も主張もしているが、これらの主張は、その前提を欠くから、当該損失も認められない。

(3) 審査請求人は、平成 b 年度工事の施行業者が、本件擁壁のうち周囲の 石積みがせり出して土砂が流れ出てくぼんだ箇所をモルタルで埋めたこ とにより発生した本件損傷については、法第18条第1項に基づき損失の 補償がされるべきとの主張をしている(上記1(3))。

しかし、資料によれば、審査請求人の主張する本件損傷が発生したと主張する箇所は、別紙図面で「階段脇の石張を補修 (H)」と表示された部分にあり、平成 b 年度工事の行われた施行区域の土地に面する土地の部分ではないことが明らかで、審査請求人が本件損傷を受けたとしても、それは法第18条第1項に基づく損失補償の対象とはいえない。

また、審査請求人は、平成a年度工事の施行により地盤変動が生じたなどと主張するが、その事実を認めるに足る証拠はない。

- (4) 審査請求人は、財産権及び生存権の侵害の主張をしている(上記1(4))。 しかし、本件裁決申請は、法に規定する前記各条の損失補償を求める ものであり、その損失に該当する事実が認められない以上、その損失補 償を認めなかったからといって、財産権や生存権が侵害されるとはいえ ない。
- (5) 審査請求人は、本件建物敷地の借地権が消滅したことに対する損失補償がされるべきと主張をしている(上記1(5))。

しかし、GとAとの間で別の土地使用権を設定する行為によって、審査請求人の借地権が消滅した事実を認めるに足る証拠はない。また、平成 a 年度工事の施行に伴い本件建物敷地を使用することによって土地の形質が変更され、当該土地を原状に復することが困難になったことで、審査請求人が有する借地権が消滅した事実を認めるに足る証拠もない。

(6) 審査請求人は、処分庁の審理不尽に係る主張をしている(上記1(6))。

資料によれば、処分庁は、令和h年i月j日開催の審理期日において、審査請求人の主張を聴取し、審理終結後も、審査請求人に意見提出の機会を与えて、本件裁決を行ったことが認められる。また、資料によれば、審査請求人が、その聴取の際に、本件損傷を説明し、Iから地盤変動の可能性を指摘されたとの陳述をしている際に、収用委員会会長が、「地盤変動については、また後で伺いますので、結局5段落目の趣旨は今、申し上げたような趣旨でよろしいかということです。」と述べ、これに対し、審査請求人は、「はい」と述べ、更に別の委員から「地盤変動」に関する質問が続けられて、審査請求人からの説明が続いたことが認められ、審理において審査請求人の主張を不当に遮り、発言の機会を妨害したとの事実は認められない。そして、処分庁においては、上記審理期日のほか現地調査を行うなど処分庁として尽くすべき審理を尽くしており、審理が不十分であった事実は認めることができない。

その審理の結果、処分庁は、審査請求人に、法に定める損失が認められないことから、土地収用法第94条第7項に基づき裁決申請を却下したのであって、この点も違法又は不当とはいえない。

3 以上のとおりであって、本件裁決に違法又は不当な点はないから、本件 審査請求は、理由がないものと考える。

(別紙図面は省略)